

以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百三十三

反対

〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長(平田健二君) 日程第四 地方税法の一部を改正する法律案

日程第五 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第六 放送法第七十条第二項の規定に基づ

き、承認を求めるの件(衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長松あきら君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔松あきら君登壇、拍手〕

松あきら君 ただいま議題となりました三案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の改正を行うとともに、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長、拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うおとするものであります。次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の単位費用等の改正等を行うおとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、中低所得者への住宅ローン控除の効果、自動車取得税の代替財源、地方公務員給与削減の妥当性、給与削減要請に応じない場合のペナルティ、交付税特別会計借入金償還計画の実現可能性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より両法律案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より地方税法一部改正案に賛成、地方交付税法等一部改正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成二十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものであります。

収支予算においては、一般勘定事業収支は、事業収入、事業支出とも六千四百七十九億円の収支均衡としております。

また、事業計画においては、平成二十四年十月より実施された受信料の値下げによる減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡に向けて取り組むこととしておりま

す。

なお、本件について総務大臣から、収支予算等についてはおおむね妥当なものと認められるとした上で、その収支予算等の実施に当たっては、受信料を負担する国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することが必要である旨の意見が付されております。

委員会におきましては、受信料支払率の向上に向けた取組、災害に備えた公共放送の機能強化、放送と通信が連携する新しいサービスの開発、NHKの国際放送の強化に向けた取組、日本の放送技術やコンテンツの海外展開においてNHKの果たす役割、NHK職員の給与制度改革による放送サービス低下への懸念等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長(平田健二君) ただいま委員長報告がありました。議案のうち、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。神本美恵子君。

〔神本美恵子君登壇、拍手〕

神本美恵子君 民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場で討論を行います。

本法律案は、地方公務員の給与改定の取扱いについて、国家公務員の給与減額支給措置平均七・八％に準ずる措置をとるよう地方自治体に求めるというものであります。これは、地方自治体で働く公務員の生活と、これに密接に関連する地域の広範な国民生活に多大なマイナスを及ぼすものであると同時に、こうした一方的なやり方が地方自治の原則を根本から揺るがすものであるという観点から、絶対に容認することができません。

政府は、一昨年、二〇一一年六月、今回の国家公務員給与抑制措置はあくまで東日本大震災からの復旧・復興の財源とするための臨時的措置として行うものであつて、地方交付税減額などによつてこの引下げを地方に強制することは考えていないと閣議決定をしております。

自治体の立場からすれば、政権交代したからといって、国との約束がほごにされ、信頼関係を著しく損なう裏切り行為だとの思いを抱くものであります。だからこそ十分な説明を尽くすべきではないけれども、政府は、その努力もほとんどせず、

地方が強く反発する中、予算編成まで僅か一か月

で給与削減を一方的に強行することを決定したのであります。

その内容は、地方自治の根幹にかかわる地方財政計画と、それに基づく地方交付税交付金から地方公務員給与削減分として八千五百四億円を一方的に削減するというものであり、東京都などの不交付団体を除く全ての自治体にとつて交付税が死活的な固有財源となつていることを考えれば、地方への要請ではなく、これはまさに強制以外の何物でもありません。

地方自治体の現場では、厳しい財政事情が続く中で、行政の無駄を省き、自治体職員の定数削減や給与を抑制する血のにじむような自主的努力がこれまで積み重ねられてきております。

自治体には、それぞれ国の人事院に相当する人事委員会があり、地方公務員の給与は、それぞれの自治体の人事委員会の勧告、報告に基づき、職員団体との真摯な協議を経て、議会の条例可決により決定されてきました。この十年間、勧告を上回る給与削減額は都道府県分だけで二兆円を超えているのです。自治体の仕事とは、警察、学校、福祉の現場など住民生活に密着した仕事ばかりであり、その削減余地はまさにぎりぎりの段階であることを申し上げなければなりません。

先日、「ルポ 子どもの貧困連鎖」という本を読みました。その中に、授業後に深夜営業の飲食

店で働く定時制の高校生二人の話がありました。

自営業を営む二人の家庭は、リーマン・ショックによる経済危機により経営が悪化し、二人は学費、生活費を二つのアルバイトで稼いでいます。今から四年前のまだ肌寒い三月のことです。二人は、仕事を終えて終電に間に合わず、翌日の早朝アルバイトのため駅前の多目的トイレで寝泊まりをすることが度々あったということです。その生徒が、先生は一生懸命教えてくれたし、生徒と向き合ってくれる、定時制でなければ勉強が全然分からなかったと話しています。

貧困の中にいる子供たちと共に歩む教職員がいます。また、介護が必要な方、障害がある方、高齢の方など、社会からの支援がなければ生きていくことや日常生活を送れない社会的な弱者の方々をいつも見守り、行政的な支援を続けているのが公務で働く方々です。

宮城県職員の一割がバーンアウト症候群の兆候を示していると、昨年、宮城県が公表しました。今年一月三日、兵庫県宝塚市から岩手県大槌町へ派遣されていた職員の方が自殺をされました。同町は、総務省と地方公務員災害補償基金によるメンタルヘルス対策をしっかりと実施していた自治体です。それでも自死という痛ましいことが起こったのです。

子供と共に歩む全国の教職員のほとんどは給与

削減を経験しています。何年も何年も続いています。バーンアウト症候群の兆候を示している職員にも給与を削減し、もつと頑張れと言つ。被災地に派遣された職員の給与も削減し、もつと頑張れと言つ。国民の皆様からの負託にこたえるために自らの健康と命を懸けて働く者に対する冷酷な仕打ちが、今回の措置であります。絶対に認めるわけにはいきません。

私たち国政に携わる者は、こつした自治体行政の最前線で日夜懸命に奮闘する地方公務員、教職員によってどれほど多くの社会的支援を必要とする方々や子供たちが救われているかに思いを致し、支えていくことこそが求められているのではないのでしょうか。国がやったのだから地方もそれに倣うのが当然と言わんばかりの今回のやり方が、知事会を始めとする地方の総反発を招くのは当然であります。

そもそも、地方交付税とはどういうものであるのか。これを家計に例えて、田舎の親への仕送りなどといまだに説明されることがありますが、それは本質を誤解しています。

地方分権一括法が成立して十三年、これにより国と地方の関係が対等、協力であることが明確にされています。そして、地方交付税交付金は、地方の固有財源であり、地方自治体の共有財源であつて、一旦国庫に入りはするが、そもそも国のお

金ではないのです。これを時々の政府の目的や思惑でさじ加減すべきものではないのです。このような地方自治、地方分権時代の常識もわきまえない政府に分権推進を語る資格はないと言わなければなりません。

これを後ろめたく思つ政府は、今回の交付税算定に当たり、給与削減分とほぼ同額を防災や地域の元気づくり事業費として盛り込み、地方の歳出総額は変わらないという取り繕いをしております。つまり、八千五百四億円もの給与削減に見合った事業費として、歳出に防災・減災事業等を行うための特別枠八千五百二十三億円を設定していますが、うち五千五百二十三億円は地方債で措置されます。これは、使途を制限されない一般財源を特定財源化するものであり、地方分権と逆行するものであります。いみじくも全国知事会の会長が、給与を切られた上に借金までさせられると表現されたとおり、地方自治体にとつて、職員の給与を切られる上に公共事業のために借金をさせられるという政策であります。自治体関係者は誰も納得できないでしょう。

そして、総務大臣は、給与削減措置は平成二十五年限りとしながらも、平成二十六年以降についてはその時点での協議によると、当該措置が継続する可能性を否定しませんでした。国の財政事情が厳しい中、今回の対応を先鞭として、また

国が一方的に給与削減措置を強制してくるのではないが、懸念は膨らむばかりであります。

以上、今回の措置が及ぼす地域の国民生活への計り知れないマイナスの影響を心配し、自治と分権の根幹を何としても守らなければならないという立場から、本法案に反対する意見を申し述べました。

私たち民主党は、再び地域から、生活者、納税者、消費者、働く者の立場に立ち、共に生きる社会をつくることをお誓いし、満場の賛同をお願いして、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

議長(平田健二君) これにて討論は終局いたしました。

議長(平田健二君) これより採決をいたします。

まず、地方税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

ます。

投票総数

二百三十四

賛成

二百二十八

反対

六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長(平田健二君) 次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百二十一

反対

百一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長(平田健二君) 次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

二百二十九

反対

一

よって、本件は承認することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長(平田健二君) 日程第七 所得税法等の一部を改正する法律案

日程第八 関税率法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員

長藤田幸久君。